

平成27年(ワ)第13029号、23507号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原 告 原中勝征ほか1581名

被 告 国

### 原告第19準備書面

(請求の趣旨第3項に係る請求について)

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

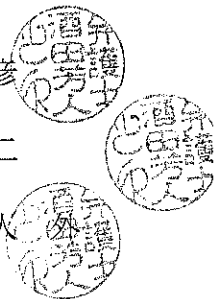
山 田 正 彦

同

岩 月 浩 二

同

酒 田 芳 人



#### 第1 被告の主張の骨子

被告は平成27年11月6日付準備書面(1)「第2 被告の主張」において、原告らの国家賠償請求に関して、主張自体失当であるとして請求の棄却を求めている。

被告は、その理由として、原告らの主張する権利は抽象的、一般的なものに止まり、原告らの主張する権利は、「TPP協定に反対する原告らの主義・主張が容れられず、個人的な心情が害される、あるいは現状の生活が脅かされるのではないかといった漠然とした不安を抱いたという域を出るものではないのであって、これをもって国賠法1条1項で法的に保護される利益に当たるということはできない」と主張する。

被告の主張は、「国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認

められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない」ことを根拠としている。

しかし、被告の主張は、国賠法の解釈を誤ったものである。

## 第2 被告の主張に対する反論

### 1 相関関係説

被告は、侵害行為とは独立した要件として被侵害利益のみを取り挙げて、その存在が否定されれば国家賠償法の違法性が否定され直ちに不法行為が成立しないと立論をとっている。

しかし、通説・判例が、加害行為と被害を総合的に評価して不法行為の成否を決する相関関係説を採用していることは周知のところであり、被告のように被侵害利益を単独で採り上げてその不存在から直ちに不法行為の不成立を導くのは誤りである。

### 2 被告援用の裁判例について

#### (1) 概括

被告は、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提とする旨の主張の根拠として、3つの最高裁判決を列挙しているが（被告準備書面（1）5頁）、これらの判決例も、侵害行為と被害を総合的に評価して判断しているものである。加害行為ないし侵害行為の内容を特定した上で、不法行為の成否を判断しているのであり、相関関係説に立つものと理解できるものである。

#### (2) 最高裁判所昭和63年6月1日大法廷判決（民集42巻5号277ページ）

この判決は、殉職自衛官合祀違憲訴訟の判決であり、「死去した配偶者の追慕、慰霊等に関して私人がした宗教上の行為によって信仰生活の静謐さが害さ

れたとしても、それが信教の自由の侵害に当たり、その態様、程度が社会的に許容し得る程度を超える場合でない限り、法的利益が侵害されたとはいえない」としている。同判決は、受忍限度論を採用し、事例に則して法的利益を否定した事案であり、信仰生活の静謐性の被侵害利益性を一般的に否定したものではない（同判決は、合祀を私人の行為として宗教の寛容など他者の宗教の自由との調整も必要とする観点から信仰生活の静謐性に関して受忍限度論を採用した）。むしろ信仰生活の静謐性それ自体は被侵害利益たり得ることを前提にして、侵害行為を特定した上で、これとの相関関係において、不法行為の成立を否定したものである。

(3) 最高裁平成2年2月20日第3小法廷判決（最高裁判所裁判集民事159号161ページ）

葬儀場の近隣住民が目隠しフェンスの設置と慰藉料を請求した事件である。この判決は、「もっぱら被上告人の主観的な不快感にとどまるというべきであり、本件葬儀場の営業が、社会生活上受任すべき程度を超えて被上告人の平穩に日常生活を送るといふ利益を侵害しているということとはできない。」としている。この説示もまた、近隣住民の抱く不快感の被侵害利益性を一般的に否定したものではなく、侵害行為との相関関係において不法行為の成立を否定したものである。同判決は、結論を導く前提として、葬儀場との間には幅15.3mの道路があり、葬儀場が見える場所は2階の一部に限られること、入出棺は速やかに短時間に行われること、行政法規の規制に反するものではないこと、自治会の要望に配慮してフェンス設置、入り口位置の変更、防音、防臭対策等の措置を講じていることを認定している。ちなみに同判決は、平穩に日常生活を送る利益の被侵害利益性を認めているものと理解でき、平穩生活権の被侵害利益性を承認しているものと評価できる。

(4) 最高裁昭和43年7月9日・第三小法廷判決最高裁判所裁判集民事91号639ページ

この判例は、剰余の見込みなき場合の競売取消等の規定に違反してされた競売について、債務者からする損害賠償請求が否定された例である。この判決は違反するとされた規定の立法趣旨が、債務者の利益の保護ではないことから債務者の請求を斥けたものであり、本件と類型を異にしており、本件との関係で被侵害利益を否定する根拠とするのは適切ではない。

### 3 小括

以上の通り被告が摘示するこれらの判決は、被侵害利益の種類・性質・内容と侵害行為の態様・侵害の程度を相関的に判断しているといえる。

すなわちこれら判例は侵害行為として主張される事実を認定し、加害行為の違法性やその程度を判断した上で、被侵害利益を否定しているのである。

被告の主張は、原告らが主張する被侵害利益のみに着目して、その被侵害利益性を一般的に否定し、その一事をもって不法行為の成立を否定するものであり、判例の立場とは異なる独自の主張といわなければならない。

## 4 下級審裁判

### (1) 下級審裁判例の動向

#### ア 人格権侵害類型の多様性

もっぱら被侵害利益性を否定することによって本件請求の排斥を求める被告主張の特殊性は、下級審裁判の動向を見れば、なおいっそう明らかである。

下級審判決は極めて広範に人格権侵害として、不法行為の成立を認めている。つまり、人格権として広く被侵害利益性を認めているのである（木村和成「近時の裁判例にみる『人格権』概念の諸相」立命館法学2015年5・6号）。

たとえば、男女関係に関して、不貞行為の末、妻を遺棄した夫の行為が妻の人格権を侵害するとした東京地判平成24年7月19日、誠実さを欠く男女関係に関して、女性的人格権を侵害するとした例として東京地判平成24年6月

5日、同平成24年8月21日等が存在する。

また、労働関係において、いわゆるパワーハラスメントについて被害者の人格権の侵害を認めた例として東京地判平成24年3月9日、東京地判平成26年8月13日が存在する。セクシャルハラスメントや労使関係における嫌がらせが人格権を侵害するとされた例も多数に上っている。

名誉、プライバシー、名誉感情の侵害が人格権の侵害に当たるとされていることは周知のところであり、インターネット上の発信者情報開示や検索結果の削除請求などの新たな権利が人格権によって基礎づけられる傾向もある。

#### イ 平穏生活権

平穏生活権については、前記した最判平成2年20日が「平穏な日常生活を送る利益」の侵害の有無を論じているところからも、被侵害利益としてほぼ確立されたものと見ることができる。多数の日照・通風類型の事案等においても人格権の侵害として平穏生活権の被侵害利益性が認められている。

平穏生活権の関係では、複数の裁判例において、暴力団事務所としての建物の使用が平穏生活権（人格権）の侵害として認められていることに注目すべきである。（福岡高決平成21年7月15日・判例タイムズ1319号273ページ、東京地判平成23年9月25日、長崎地佐世保支判平成24年4月16日）。これらの例では、現実に生命・身体が害されたのではなくても、生命・身体への侵害に対する不安や危惧、恐怖が人格権を侵害する被害として認められているのである。

#### (2) 結論

以上のとおりであり、下級審判例は、極めて広範に被侵害利益として憲法13条に由来する人格権の法的利益性を認めており、被侵害利益を一般的に否定することのみによって不法行為の成立を否定する被告主張の論理が際だって特異なものであることが明らかになるのである。

### 第3 原告主張の各種権利について

#### 1 被告の主張

被告は原告らが主張する「国民の安定的な食糧供給を受ける権利」、「農業従事者が農業を営みつつ最低限度の生活を維持できる権利」、「安全な食品の提供を受ける権利」、「等しく良質で適切な医療を受ける権利」、「平穏な生活を営む権利」、「人格権としての知る権利」等、憲法25条、憲法13条によって保障される具体的な権利について、「いまだ抽象的、一般的なものとどまり、裁判上の救済が得られる程度に具体的、個別的な法律上保護される権利ないし法的利益とは認められない」としてその被侵害利益性を否定している。

しかし、こうした主張は憲法25条、13条及び被侵害利益に関する解釈を誤ったものである。

#### 2 最判平成17年12月7日 小田急線連続立体交差（高架化）事業認可取消訴訟について

この判決は、都市計画法59条2項に基づく都市計画事業認可の取消訴訟の原告適格に関して、都市計画法と目的を共通にする関係法令として公害対策基本法及び東京都環境影響評価条例の規定の趣旨、目的をも考慮して都市計画事業認可において考慮されるべき利益の内容、性質を考慮した上、騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に事業認可の取消を求める原告適格を認めた。

この判決は、原告適格を規定する行政事件訴訟法9条の解釈に当たり、都市計画法に明記されておらず、同法と直接に結びつけられていない公害関係法令を趣旨、目的を共通にする関係法令として組み込んだ上、都市計画法の事業認可の規定が住民の健康又は生活環境の被害の発生を防止し、健康で文化的な都市生活を確保し、良好な生活環境を保全することを、その趣旨目的に含むものと解した。

さらに同判決は、騒音、振動等による被害を防止する規定の趣旨、目的は、周辺住民に対して、健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護しようとするものであり、「被害の内容、性質、程度等に照らせば、この具体的利益は、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものといわざるをえない」としている。

この判決は、処分取消訴訟の原告適格に関して「法律上の利益」に関する解釈を示したものであるが、国家賠償法の被侵害利益についても同様に解釈することができる。取消訴訟の原告適格は、法律上保護された利益を侵害される者に、これを排除する措置を求める資格を認めるのであるから、現にこうした利益が侵害された場合には、これを被侵害利益として国家賠償法上の救済を認めるのが当然だからである。

### 3 食の安全に関する法律の検討

以上によれば、法令の趣旨目的が不特定多数者の具体的利益を一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、これが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、国家賠償法上の被侵害利益たり得るものと解される。そして、上記小田急線高架化事業認可取消訴訟の最高裁判決を踏まえれば、法令の趣旨目的が個々人の個別的利益を保護すべきものとする趣旨を含むとの解釈は柔軟で緩やかな枠組みによるものべきものといえる。

以上を踏まえ、ここでは具体的な例として、食の安全に関わる権利が関係法令によって憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として具体化されている構造について検討しておく。

#### (1) 食品安全基本法

食品安全基本法は「科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を

取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定めること等を目的とし（1条）、「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。」と基本認識を提示し（3条）、「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。」（5条）と食の安全確保に必要な措置が国民の健康への悪影響を未然防止することを旨とすべきことを確認した上、「政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」（10条）と政府が食品の安全性を確保する措置を講じることを義務付けている。

## （2）食品衛生法

食品衛生法は、「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ること」を目的とし（1条）、新たな食品が健康を損なうおそれがないとの確証がない場合について、食品として販売することを禁止することができるとし（7条1項）、添加物については、人の健康を損なうおそれがないとして定める場合を除いて、販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵、陳列することを禁止している（10条）。

## （3）食品表示法

食品表示法は国民の健康の保護及び増進等を目的として（1条）、内閣総理大臣は、消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項について食品表示基準を定めるものとし（4条1項1号）、食品表示基準に従わない食品の販売等を禁止している（5条）。これによって、



アレルギー、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地等の表示が義務づけられている。

#### (4) 結論

以上のように食品に関わる諸法令は、食の安全と健康の保護、増進等を最も基本的な趣旨目的とし、安全性の確保されない食品の販売等を規制するとともに、食品の表示義務等を定めている。これらの法律の趣旨目的を踏まえれば、「安全な食品の提供を受ける権利」、「(食品に関する自己決定を確保するための) 人格権としての知る権利」は、一般公益に吸収解消されるのではなく、それが帰属する個々人の個別的利益としても保障された法的に保護された利益であって国家賠償法上の被侵害利益であることは明らかである。

#### 4 憲法25条に由来する諸権利について

憲法25条の生存権に関する多様な権利については、「公害による健康被害を受けない権利、(無料で) 健康診断を受ける権利、健康を害する恐れのある物を有効に避ける権利、健康な食生活への権利、消費者の権利(消費者生存権)、災害犠牲者やホームレスなどの生活救済を受ける権利、電気・ガス・水道の供給を受ける権利、下水道ないし汚水処理施設の完備を求める権利、ゴミ収集・処理を求める権利、老人ホーム・公営住宅に入居できる権利、住居についての権利などを生存権の概念から導くことができる」とする指摘もあり(藤井正希「生存権(憲法25条)の法解釈論」)、また、すでに日本が批准している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)が健康を権利として保障し、憲法25条が「健康」を明記していることから「健康権」が権利として導かれるとし、公害による健康被害を受けない権利や、(無料で) 健康診断を受ける権利、過疎地住民や貧困な住民などでも適切な医療が受けられるよう権利を唱える見解もある(内野正幸「体系憲法事典」626ページ)。

以上のように憲法25条から多様な権利が具体的に導かれることについては、憲法学界でも具体的な指摘がなされており、原告らが主張する権利が憲法に由来するものであることは、これらの学説からも裏付けられる。

## 第4 法的利益の侵害

### 1 侵害され脅かされる権利

被告は、TPP交渉参加が決定した平成25年4月に、長年にわたって米国との懸案であった米国から輸入される牛肉のBSE検査の対象となる月齢を20ヶ月超から30ヶ月超に緩和し、さらに同年6月には48ヶ月超に緩和した。また、TPP交渉参加問題が浮上する以前には毎年10件前後であった遺伝子組み換え食品の安全性承認件数をTPP交渉参加が決定した平成25年には約100件に急増させた。

このようにTPP交渉参加に伴い、直ちに食の安全に関する運用は緩和されており、原告らの「安全な食品の提供を受ける権利」は現に侵害されている。

TPP交渉参加後、この他にも、混合診療禁止の大幅緩和や薬価の高騰、食糧自給率目標の実質的な放棄、軽自動車優遇税制廃止等、生活にかかわる広範な分野でTPP交渉参加に伴う政策の変更が相次いで実施されている。

今後、遺伝子組み換え食品の表示義務が廃止され、あるいは世界的に見ても安全性を重視していると評価されるアレルゲンの厳格な表示義務が緩和される可能性は高く、原告らの「安全な食品の提供を受ける権利」は深刻な脅威にさらされている。

### 2 被侵害利益

#### (1) 原告らの精神的苦痛

このようにすでに原告らの権利は侵害されている。仮に現実の侵害が生じて

いないとしても、T P P協定による深刻な脅威にさらされており、原告らは食の安全に関する深刻な不安と危惧、恐怖にさらされている。

T P P協定は、司法権の篡奪を初めとして、国家の政策を生命や健康よりグローバル企業の経済活動を優先させる政策原理に転換させる。原告らの抱く深刻な不安や危惧、恐怖はT P P協定のこうした仕組みによって必然的にもたらされる結果に対するものであって、被告が主張する「漠然とした不安」に止まるものではない。

生命や健康が脅かされるのではないかという不安や危惧、恐怖は、それ自体として精神的苦痛として、既に原告らに生じている具体的な損害というべきである。

## (2) 生命・健康が脅かされることに対する精神的苦痛に対する評価

原告らが主張する生命・健康に関わる諸権利が個人の人格的生存に欠くことができない重要な利益であり、本来、法的に最も強く保護されるべき権利であることはいうまでもないところである。

大飯原発の再稼働に関して、福井地判平成26年5月21日（判例時報2228号72ページ）は、「人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差し止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求することができる」と述べて、生命を守り生活を維持する利益を人格権の根幹部分と評価し、その絶対的な権利性を承認している。

仮にT P P協定が現実に発効していないとしても、すでに現実に生命・健康に関わる種々の利益が侵害され、あるいは近い将来、生命、健康が侵害されるのではないかとする原告らの不安、危惧、恐怖は、生命、健康の絶対的な権利性に照らせば、法的に保護されるべき利益と評価されるべきものである。

内心の静穏も被侵害利益にたり得ることは、信仰生活の静謐性を被侵害利益

として認めた前記最判平成2年2月20日でも認められている。また、最高裁判所平成3年4月26日第2小法廷判決も水俣病未処分損害賠償請求訴訟において「認定申請者としての、早期の処分により水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期に解放されたいという期待、その期待の背後にある申請者の焦燥、不安の気持ちを抱かされないという利益は、内心の静穏な感情を害されない利益として、これが不法行為法上の保護の対象となり得る」として、内心の静穏な感情を被侵害利益として水俣病の認定申請に対する不作為が不法行為となることを認めている。

仮に原告らが主張する「安全な食品の提供を受ける権利」、「等しく良質で適切な医療を受ける権利」等の諸権利がTPP協定が発効していない現段階では、侵害されていないとしても、これらの権利が侵害されるのではないかとの原告らの不安、危惧、恐怖は、TPP協定が生命・健康という人格権の根幹に対してグローバル資本の経済活動を優先する一貫した構造を有することを踏まえれば、社会的に許容される限度を超えて、内心の静穏を侵害するものというべきである。

### (3) 被告の主張の不当性

被告は被侵害利益が存在しないとして形式的な主張のみに終始しており、TPP協定の実体面については、何らの主張をしていない。

しかし、侵害行為の具体的な審理なしには国家賠償法上の「違法性」の要件の審査を尽くすことができないとするのが確立した判例の立場であり、広く被侵害利益性を認めている裁判例に照らせば、被告の立論の不当性は明らかである。

なお、被告は、TPP協定が発効に伴う具体的な法令の改正がなされて初めて権利義務関係が変更されると主張しているようにも理解できる主張を行っているが、日本国憲法の解釈上、条約は発効とともに国内法的効力を生じるとする一般的受容を認めるのが通説である。したがって、TPP協定が発効すれ

ば、具体的な法令の改正を待たずとも権利義務関係が影響を受け得るのであるから、被告の主張は明確さに欠けている。

## 第4 知る権利の侵害

### 1 極端な秘密協定

T P P 協定は、交渉に参加するために秘密保持契約を締結することを必要とするという前例のない秘密交渉であり、発効後も4年間は交渉過程文書が秘密とされる異例の秘密協定である。国民の生活に広範な影響を及ぼし、国のあり方を左右する広範な協定をこのような秘密裏に交渉すること自体が知る権利に対する侵害であることは従前から主張してきたところである。

### 2 大筋合意と署名

T P P 協定は、平成27年10月5日、米国アトランタで開催されたT P P 閣僚会合において、大筋合意され、平成28年2月4日、ニュージーランド・オークランドにおいて、署名式がなされた。

T P P 協定が国のあり方を左右する重大な条約であることに照らし、極端な秘密交渉の下、国民に何らの情報を開示することなくT P P 協定の署名がなされたこと自体によって、原告らの知る権利はすでに侵害されたというべきである。

### 3 正文と仮訳

T P P 協定の正文は英語、スペイン語、フランス語であり、スペイン語はチリの公用語であり、フランス語はカナダのケベック州の公用語であることから英語以外に正文として認められている。日本はT P P 協定が発効するのに不可欠な経済力を有するにも拘わらず、日本語は正文とされておらず、日本政府は日本語を正文とすることを求めることすらしなかった。

TPPの正文は、署名に3ヶ月先立つ平成27年11月初旬にはニュージーランド政府のホームページにおいて公開されたにも拘わらず、日本政府は署名の直前である平成28年2月初めになってようやく日本語仮訳を公開した。公開された仮訳は、6000ページ以上に及ぶTPP協定の内、2000ページ余に止まっている。

通常国会においては、平成28年4月5日、政府は民進党の求めに対して交渉経過を記載した文書を公開したが、標題を除いて全てが墨塗りされており、交渉経過は全く開示されていない。

以上のとおり、TPP協定は極めて膨大な内容を有するにも拘わらず、日本語を母語とする日本国民は、TPP協定に関する情報が極めて限られた状況にあり、現実には、TPP協定に対して知る権利を侵害され続けている。

#### 4 政府の国会審議姿勢

政府は、TPP協定に伴って必要となる国内法令の改正の全容について、未だに明らかにしていない。

また、仮に国内法令の改正がなされないとしても、TPP協定が直接に国内法的効力を有することによって影響を受けると考えられる法的関係についても、明らかにしていない。

#### 5 結論

TPP協定は包括的な連携協定であり、国民生活や国政に根本的かつ決定的な影響を及ぼす重大な条約である。このため、カナダ、オーストラリア等の交渉参加国では、国民に対して広く意見を求める手続が行われ、ベトナムでは慎重を期すために今国会では審議されないとされている。

日本政府は、TPP協定により国内にどのような影響を及ぼすかについても、

全く明らかにしないまま、9月26日に開会した第192回臨時国会において成立を強行しようとしている。

被告は、TPP協定に関する情報を国民に開示しないまま、極めて不十分な国会審議によってTPP協定を批准しようとしている。こうした被告の姿勢は、原告らの知る権利を根底から侵害するものと言わざるを得ない。

以上